

平 29.11.1
総 14 - 2

説 明 資 料

〔税務手続の電子化等②〕

〔所得税②〕

平成 29 年 11 月 1 日 (水)

財 務 省

目 次

1. 前回までの総会でいただいた主なご意見	1
2. 補足説明	9

1. 前回までの総会でいただいた 主なご意見

見直し全体について

- 経済社会のICT化の進展に対応した税務手続のICT化と、働き方の多様化に対応した所得税改革の議論とは、密接に関連しており、両者を一つのパッケージとして方向性を示すべきではないか。

税務手続の電子化について

(総論)

- 税務手続においてデジタルデータをデジタルデータのまま円滑にやり取りできることは、官民を含めた省力化、社会全体のコスト削減につながるほか、企業の生産性向上にも資するという点で、民間側も果実が享受できると言えるのではないか。
- 税務手続の電子化を検討する際には、個人と法人とに分けた上で、大企業と中小零細企業の違いについても留意していくべきではないか。
- 税務手続の電子化は、マイナポータルの普及に十分見通しがついていない中での当面の取組と、いずれ普及が進んだ後、最終的に目指すべき方向性という2段階で考えてはどうか。
- 国民の理解を得る上では、電子化への対応が困難な納税者への配慮の姿勢も必要ではないか。
- 工程表を作成するなど、今後の電子化の具体的な進め方を可能な限り明らかにし、スピード感をもって取り組むべきではないか。その際、電子化によってどのように利便性が高まるか、個人と法人とに分けて説明してはどうか。

(電子申告 (e-Tax))

- 個人については、可能な限り、スマホで基本的な手続が完結できる仕組みを目指すべきではないか。
- 個人のe-Tax利用における本人認証手続について、ID・パスワード(PW)方式は税務署で事前に本人確認を受けてID・PWの交付を受ける必要があるが、更に簡便化を図るべきではないか。対面での本人確認が必要であれば、自治体窓口での本人確認やID・PW交付を検討すべきではないか。
- マイナンバーカード・マイナポータルを普及させるという大きな流れを踏まえれば、最終的には、マイナンバーカードを用いた本人認証による電子申告について利便性を高めていくことが重要ではないか。
- 大法人への電子申告義務化を含め、法人は原則としてe-Taxにより申告が行われるようにしていくべきとの改革の方向性には、基本的に賛同したい。
- e-Taxに提出可能なデータ形式については、企業のニーズを踏まえた柔軟化が重要だが、他方で、情報セキュリティ対策や行政機関間のデータ連携によるワンスオンリー化に支障が生じないかといった点にも留意が必要ではないか。
- e-Tax等のシステムの利便性を高めるためには、民間業者が使い勝手の良いソフトウェアを開発しやすくするための仕組みを考えるべきではないか。
- 中小企業や個人事業主のICT利用を促進する観点から、電子申告等に対するインセンティブ措置（税制上の優遇措置等）を検討すべきではないか。

(電子帳簿)

- 電子帳簿保存制度は、企業における帳簿の保管コストの削減につながるものであり、変更履歴等のトレーサビリティの確保にも配慮しつつ、普及促進に向けた方策を検討すべきではないか。

(行政機関間の情報連携)

- マイナポータルを中心とした行政機関間の情報連携を進めるに当たり、情報の取扱いのルールを明確にしておくべきではないか。
- 企業の手続コスト削減の観点から、税・社会保障の手続のワンスオンリー化を検討すべきではないか。省庁を越えて入力作業を1回で済ませるような仕組みが整備できないか。
- 年金受給者は日本年金機構から交付された紙の源泉徴収票を添付して確定申告しているが、日本年金機構と国税庁がデータ連携すれば、こうした手続負担を軽減できるのではないか。

(年末調整)

- 年末調整は、現行制度を維持した上で、電子化により被用者・雇用者を含めた社会全体のコスト削減に取り組むことが重要ではないか。また、中期的には、事業者からマイナポータル等に調書情報を掲載してもらえれば、納税者自身で簡便に手続を行える環境を整備できるのではないか。

(インボイス)

- インボイスは、最初から電子発行を前提としてはどうか。
- 電子化しないとインボイスを発行できないということだと、中小事業者は困るのではないか。

(その他)

- 医療費控除は、電子化が困難な費用（交通費等）の取扱いについて、制度面から検討が必要ではないか。例えば、電子化により正確性を期すことができるものは実額控除とし、電子化が困難なものは概算控除とするといった形で制度設計を行うことも考えられるのではないか。
- 事業者（源泉徴収義務者）から国税当局への源泉徴収票や報酬等の支払調書の提出基準（給与の源泉徴収票の場合、年間5百万円超）を見直して、所得情報が幅広く国税当局に集まるようにすべきではないか。
- システムの改修コストが膨大になるあまり、あるべき税制の議論ができなくなるといった事態を避けることが必要ではないか。
- マイナンバーの普及を促進する観点から、学校教育を含め、電子化等に関するリテラシーを高めていくことが重要ではないか。

所得税について

(人的控除の控除方式のあり方)

- ゼロ税率方式、税額控除方式、逡減・消失型の所得控除方式については、一長一短あり決め打ちすることは難しいが、所得再分配機能の回復の観点からさらに議論を深めていく必要があるのではないか。
- 所得控除方式は定着しており、配偶者控除の見直しにおいても逡減・消失型の所得控除方式を導入したことを踏まえれば、逡減・消失型の所得控除方式は納税者に馴染みやすいのではないか。
- 所得再分配機能の回復等の観点から、税額控除方式を基本とすべきではないか。
- 所得控除から税額控除への移行の補助線として、当面、逡減・消失型の所得控除方式を導入することが考えられるが、それはあくまで中間点として考えるべきではないか。簡素な所得税制を目指す観点から、税額控除に関する国民の理解をきちんと深めてもらえるような取組も併せて行うべきではないか。

(働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方)

- 公平で簡素な税制を実現するため、基本的に人的控除に一元化するとともに、収入のタイプによらず必要な経費控除が得られる仕組みとするべきではないか。
- 所得計算上の控除等の見直しについては、サラリーマン増税や低所得高齢者への狙い撃ち増税という誤解を受けないよう、我々の問題意識を国民に丁寧に説明していく必要があるのではないか。

前回までの総会でいただいた主なご意見⑥

- 働き方の多様化に伴い所得区分があいまいになりつつある現状に対応するため、給与所得と事業所得を統合していくとともに、所得計算上の控除を見直し、人的控除へシフトしていくべきではないか。
- 働き方が多様化する中、例えば、いわゆる「雇用的自営」には給与所得控除が適用されないことを踏まえ、人的控除を手厚くしていく必要があるのではないか。
- 給与所得控除については、経費控除としての性格を明らかにすべきではないか。
- 給与所得者の税負担を考えるにあたっては、給与所得控除が経費控除であるという原則論とともに、社会保険料負担も含めた負担全体についても併せて考えるべきではないか。
- 給与所得控除を考えるにあたっては、ヒューマンキャピタルを構築するための自己研修費用についても所得を稼得するための費用であるという考え方が大切ではないか。
- 公的年金等控除は経費控除ではなく、（拠出段階で）社会保険料が控除されていることも踏まえ、年金課税として整合性のとれた形にすべきではないか。
- 公的年金等控除は手厚く、世代間格差の是正を阻んでいるという指摘はかねてからなされている。公的年金等控除については限度額がないことに加え、経済力のある高齢者が給与所得控除と公的年金等控除を併用していることにより、所得再分配機能が弱まっているのではないか。
- 全世代型の社会保障制度を導入するにあたっては、負担も全世代でどのように賄っていくかという議論が必要。公的年金等控除についても、ある程度の所得のある豊かな高齢者の方には応分の負担をしていただかざるを得ず、丁寧に説明する必要があるのではないか。

(経済社会のICT化を踏まえた所得把握のあり方)

- CtoC取引やギグエコノミー等が進展する中、実像を把握し、所得捕捉にしっかりと取り組んでいくべきではないか。
- シェアリングエコノミーを我が国でしっかり育てるためにも、シェアリングエコノミーを通じた取引と、その他の手段での取引との間で、税制上の対応のイコールフットィングを図る必要があるのではないか。
- ビジネスライクではない個人の微細な取引まで全て把握するのは、コンプライアンスコストの観点から納税者と税務当局の双方にとって利益にならず、一定の線引きが必要ではないか。
- シェアリングエコノミーはまだ規模が小さく、事業の発展を温かく見守る視点も必要ではないか。

(老後の生活に備えるための自助努力を支援する制度のあり方)

- 現行の退職所得控除は、勤続20年を超えると有利になる制度。転職が増えていることも踏まえ、転職に不利にならないよう、制度の見直しを行うべきではないか。

(その他)

- 消費税の目的税化に伴い、基幹税制である所得税の役割も変わってくるのではないか。こうしたことも踏まえながら、控除等の見直しについて議論を進めていくべきではないか。

2. 補足説明

経済社会のICT化等に対する税制の対応(イメージ)

経済社会のICT化の進展等

- 企業の財務・会計処理を含め、納税者のICT利用の拡大
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- ギグエコノミーの進展(インターネットを通じて個別の仕事を受け負う働き方の増加等)
- 取引形態の変化(C to C取引の増加等)

税務手続の電子化等

- 税務手続に係る官民のデータ活用を進め、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

[個人(非事業者)]

- 確定申告・年末調整が、基本的にスマホ等で完結する仕組みを整備
- ※将来的には、マイナポータルにおいて、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みが実現する可能性

[法人]

- e-Taxシステムの利便性向上等により、将来的には、中小法人を含め、e-Tax利用率100%を目指す

[個人・法人共通]

- 情報セキュリティに留意しつつ、電子署名を簡素化
- **行政機関間のデータ連携の推進**
- 情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税のあり方等

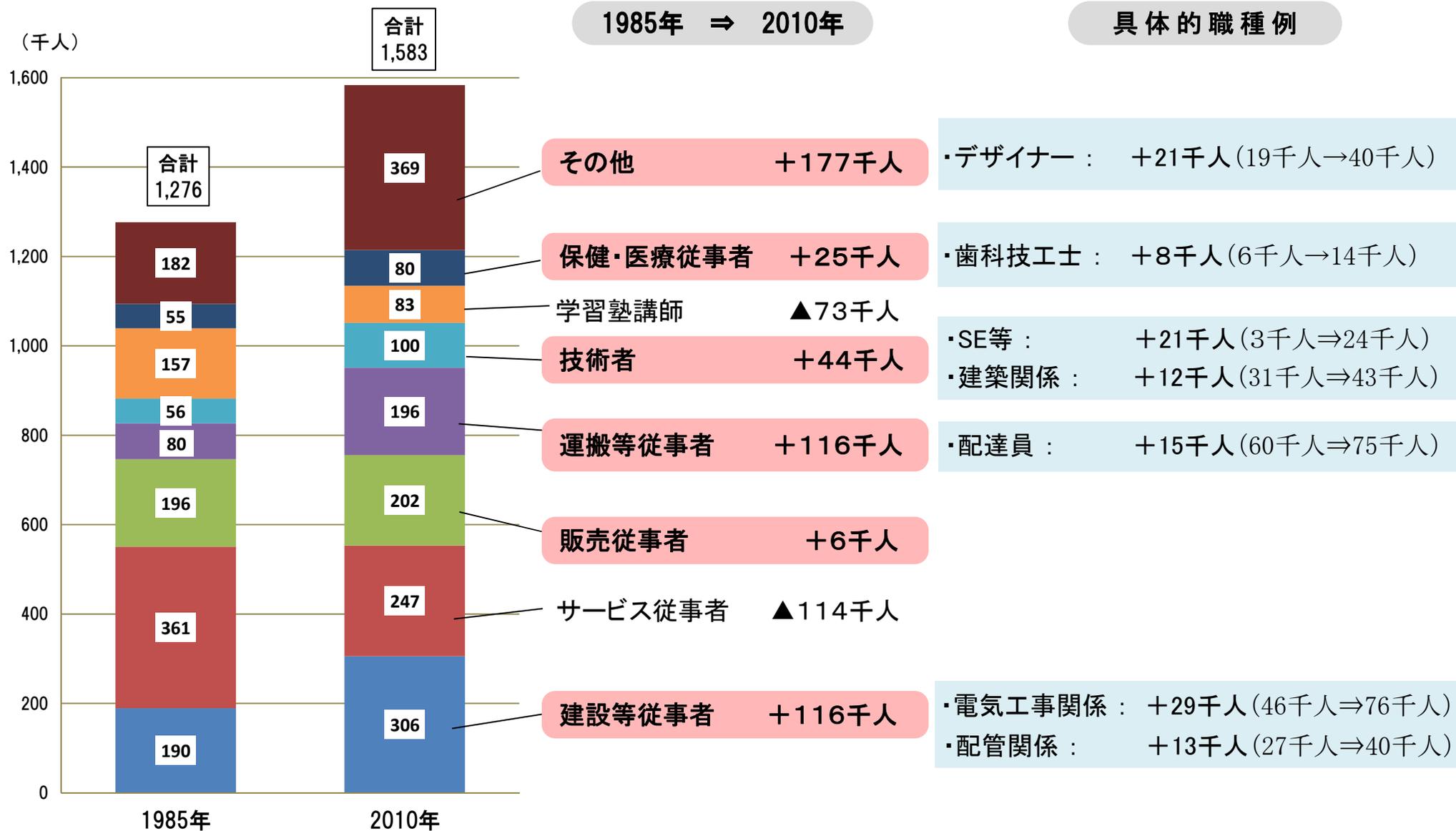
- 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方(所得計算上の控除と人的控除の役割分担の見直し)
- 所得再分配機能の回復を図る観点からの人的控除の控除方式のあり方
- 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方(主要国の取組を踏まえた制度整備の検討)
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度(個人の働き方やライフコースに影響されない制度の構築)

- 官民併せての幅広いデータ連携が進むことで、様々な情報を活用した制度が実現可能
- 制度の適切な運営のためには、税務手続・執行段階での電子化等の推進が不可欠

「雇用的自営等」の推移等

1985年 ⇒ 2010年

具体的職種例



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。「雇用的自営等」の区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

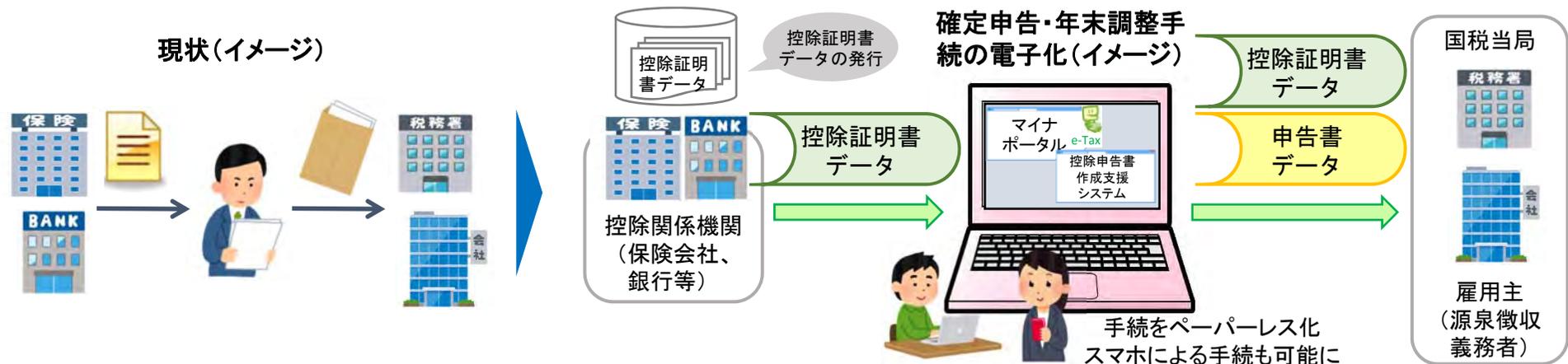
税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続に係るデータ活用を推進。官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま円滑にやり取りできる環境を整備し、官民あわせコストの削減、企業の生産性向上を図る。
そのため、以下に掲げた各施策について、タイムリーかつ積極的に取組を進める。
- 具体的な取組の内容(イメージ)等は以下の通り。
 - ・ ◎を付した取組は、財務省・国税庁において(所要の税制改正・予算措置等を前提として)実施できる施策。これらについては、原則すべて今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆を付した取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータルの整備・活用等)が必要となる施策。それらの進捗を踏まえ、財務省・国税庁としてもタイムリーかつ積極的に取組を進める。

1. 個人（所得税関係）

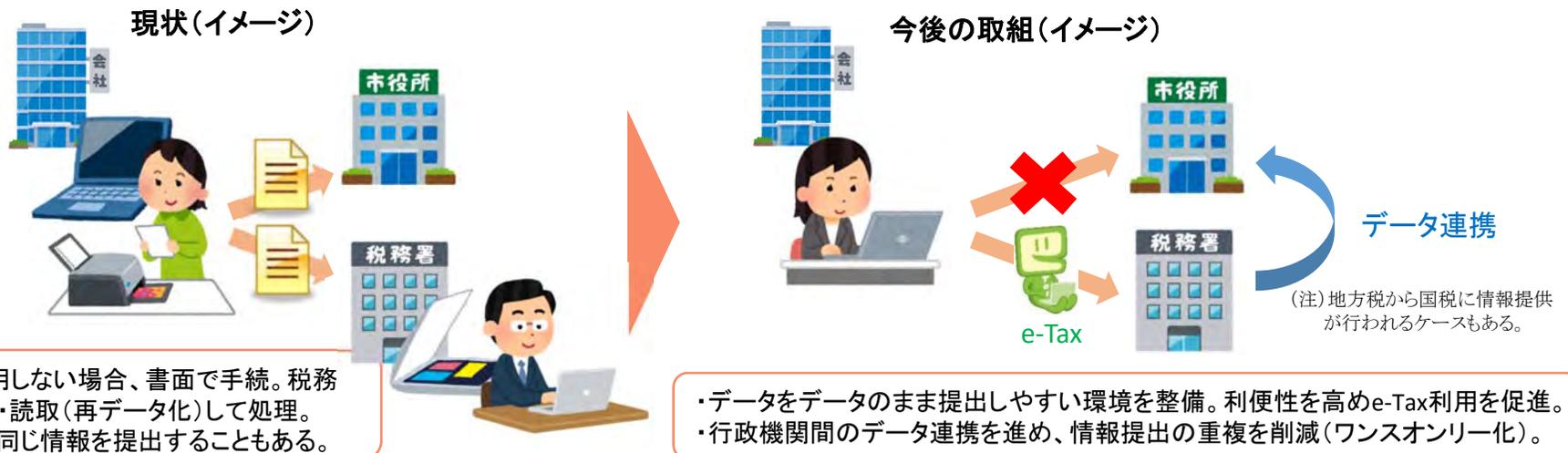
目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
「スマホ申告」の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	◎ 特にニーズの強い基本的な申告の種類について、 <u>スマートフォン等からの電子申告を実現</u> 。(H31.1) ⇒ その後も、「スマホ申告」の対象範囲を随時拡大。基本的に <u>スマートフォン等で手続が完結する仕組みを目指す</u> 。	・スマートフォンの世帯保有率 71.8%(28年) <small>(総務省「通信利用動向調査」)</small>
e-Taxの認証手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、マイナンバーカード・ICカードリーダーライターによる本人認証が必要	◎ 本人確認に基づき発行されたID・PWのみ(マイナンバーカードなし)でe-Tax利用可能に。(H31.1) ※また、マイナンバーカードを用いる場合には、e-TaxのID・PWを省略可能に。 ☆ 技術の進展や情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、 <u>一層の利便性向上を図る</u> 。	・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・所得税の電子申告利用率 52.1%(27年度)

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
確定申告・年末調整手続の電子化	<p>納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で収受し、申告書を作成</p> <p>雇用者(源泉徴収義務者)は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>◎ 保険者の<u>医療費通知データ</u>を活用し、<u>簡便に医療費控除申告を行う仕組みを整備</u>。(H30.1) <small>(注)実施可能な医療保険者から段階的に実施</small></p> <p>◎ 年末調整について、控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒被用者⇒雇用者という情報の流れを電子化。<u>年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備</u>。 <small>(注)実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉徴収義務者)から段階的に実施</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者:<u>PCやスマホ等による手続が可能に</u>。 ・雇用者:<u>書面を確認・保管する事務負担が軽減</u>。 <p>☆ 将来的には、マイナポータル等において、<u>必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みを検討</u>。</p> <p>☆ マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあった<u>カスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、 生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 730万人 住宅ローン控除適用 322万人 ・給与所得の源泉徴収義務者数 354万人(29年6月末)
手続のワンストップ化	税、年金等の手続を個別に実施	☆ マイナポータルにより、 <u>国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・国民年金第1号被保険者数 1,668万人(27年)



2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
電子申告の普及促進	電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない	<ul style="list-style-type: none"> ◎ e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を着実に実施。 ◎ <u>大法人は、法人税等の電子申告を義務化。</u> ◎ <u>中小法人は、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率を85%以上に引上げ。</u>(H31年度迄) ⇒ 将来的に、ICT環境等を勘案しつつ、<u>中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模法人※ 3万社(29年6月末) <small>※国税局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)</small> ・大規模法人の電子申告利用率 52.1%(27年度) ・その他の法人 305万社(29年6月末) ・その他の法人の電子申告利用率 75.5%(27年度)
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>国税・地方税の法人設立関係手続について、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を実現。</u>(H31年度) ☆ さらに、<u>社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続について、オンライン・ワンストップ化。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度)



3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	◎☆ 国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、 <u>情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届の提出件数 14万件(27年度) ・住宅ローン控除(初年度分)※の申告者数 ※登記事項証明書(不動産)の添付を要する 56万人(27年分)
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	◎ 電子帳簿等保存制度の利用を促進し、 <u>事業者の文書保存に係る負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿等保存制度の利用件数 約19万件(29年6月末)
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	◎ 地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。 <u>国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での現金等による納付※ 金融機関 72.0% 税務署 3.6% ※国税の納付全体に占める割合(件数ベース)(28年度) ・個人消費に占める現金等による支払 49.5%(27年度) (クレディセゾン決算説明会資料)

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続に係るデータ活用を推進。官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま円滑にやり取りできる環境を整備し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下の通りタイムリーかつ積極的に取組を行う。
 - ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則すべて今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータル[※]の整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税関係)

◎電子申告の普及促進(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンズオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)